

議案第 23 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに  
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和 36 年宇治市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

宇治市条例第 号

第 11 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 11 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 12 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 28 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第 12 条第 1 号イ中「並びに」を「、」に、「の納付に要する費用に」を「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という

。 ) の納付に要する費用に」に改め、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第16条第1項第1号中「100分の10.18」を「100分の9.87」に改め、同項第2号中「37,400円」を「36,600円」に改め、同項第3号ア中「23,500円」を「22,700円」に改め、同号イ中「11,750円」を「11,350円」に改め、同号ウ中「17,625円」を「17,025円」に改める。

第16条の5中「、660,000円」を「、670,000円」に改める。

第16条の5の2各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の5の2に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第16条の5の5第1項第1号中「100分の3.07」を「100分の3.10」に改め、同項第2号中「11,100円」を「11,300円」に改め、同項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「6,900円」を「7,000円」に改め、同号イ中「3,450円」を「3,500円」に改め、同号ウ中「5,175円」を「5,250円」に改める。

第16条の6各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合

においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の6に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第16条の9第1項第1号中「100分の2.74」を「100分の2.92」に改め、同項第2号中「11,600円」を「12,200円」に改め、同項第3号中「5,700円」を「6,000円」に改める。

第16条の10の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第23条及び第23条の3から第23条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第23条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に

減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第16条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 第13条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第16条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第16条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.31

(2) 被保険者均等割 1, 100円

(3) 18歳以上被保険者均等割 80円

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 700円

イ 特定世帯 350円

ウ 特定継続世帯 525円

2 第16条第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の決定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の15 第16条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第19条第1項中「若しくは第16条の5の3」を「、第16条の5の3若しくは第16条の12」に、「、第23条の3第1項（同条第2項）」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項（同条第2項又は第3項）」に、「第16条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号（同条第4項）」を「額、同条第4項（同条第5項又は第6項）」に、「、第23条の4第1項各号（同条第2項又は第3項）」を「、第23条の4第1項各号（同条第2項から第4項まで）」に、「若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項）」を「、同条第5項各号（同条第6項から第8項まで）」に、「の算定」を「若しくは第23条の5に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の5の3の額若しくは第16条の7」を「、第16条の5の3の額、第16条の7の額若しくは第16条の12」に、「、第23条の3第1項に定める第16条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号に定める額」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項に定める額、同条第4項に定める額」に、「若しくは同条第4項各号」を「、同条第5

項各号に定める額若しくは第23条の5第1項」に改める。

第23条第1項第1号中「第3号」を「第3号並びに第4項」に、「（以下この項）」を「（次号及び第3号並びに第4項）」に改め、同号ア中「26, 180円」を「25, 620円」に改め、同号イ（ア）中「（イ）又は（ウ）に掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「16, 450円」を「15, 890円」に改め、同号イ（イ）中「8, 225円」を「7, 945円」に改め、同号イ（ウ）中「12, 337円」を「11, 917円」に改め、同項第2号中「305, 000円」を「310, 000円」に改め、同号ア中「18, 700円」を「18, 300円」に改め、同号イ（ア）中「（イ）又は（ウ）に掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「11, 750円」を「11, 350円」に改め、同号イ（イ）中「5, 875円」を「5, 675円」に改め、同号イ（ウ）中「8, 812円」を「8, 512円」に改め、同項第3号中「560, 000円」を「570, 000円」に改め、同号ア中「7, 480円」を「7, 320円」に改め、同号イ（ア）中「（イ）又は（ウ）に掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「4, 700円」を「4, 540円」に改め、同号イ（イ）中「2, 350円」を「2, 270円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 525円」を「3, 405円」に改め、同条第2項後段中「26, 180円」を「25, 620円」に、「7, 770円」を「7, 910円」に、「16, 450円」を「15, 890円」に、「4, 830円」を「4, 900円」に、「8, 225円」を「7, 945円」に、「2, 415円」を「2, 450円」に、「12, 337円」を「11, 917円」に、「3, 622円」を「3, 675円」に、「18, 700円」を「18, 300円」に、「5, 550円」を「5, 650円」に、「11, 750円」を「11, 350円」に、「3, 450円」を「3, 500円」に、「5, 875円」を「5, 675円」に、「1, 725円」を「1, 750円」に、「8, 812円」を「8, 512円」に、「2, 587円」を

「2, 625円」に、「7, 480円」を「7, 320円」に、「2, 220円」を「2, 260円」に、「4, 700円」を「4, 540円」に、「1, 380円」を「1, 400円」に、「2, 350円」を「2, 270円」に、「690円」を「700円」に、「3, 525円」を「3, 405円」に、「1, 035円」を「1, 050円」に改め、同条第3項後段中「26, 180円」を「25, 620円」に、「8, 120円」を「8, 540円」に、「16, 450円」を「15, 890円」に、「3, 990円」を「4, 200円」に、「18, 700円」を「18, 300円」に、「5, 800円」を「6, 100円」に、「11, 750円」を「11, 350円」に、「2, 850円」を「3, 000円」に、「7, 480円」を「7, 320円」に、「2, 320円」を「2, 440円」に、「4, 700円」を「4, 540円」に、「1, 140円」を「1, 200円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 770円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 56円

ウ 世帯別平等割 1世帯につき（ア）から（ウ）までに掲げる世帯の区分に応じ、（ア）から（ウ）までに定める額

(7) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 490円

(i) 特定世帯 245円

(ii) 特定継続世帯 367円

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に310,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 550円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 40円

ウ 世帯別平等割 1世帯につき（ア）から（ウ）までに掲げる世帯の区分に応じ、（ア）から（ウ）までに定める額

(i) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 350円

(ii) 特定世帯 175円

(iii) 特定継続世帯 262円

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に570,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 220円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 16円

ウ 世帯別平等割 1世帯につき（ア）から（ウ）までに掲げ

る世帯の区分に応じ、（ア）から（ウ）までに定める額

(7) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 140円

(4) 特定世帯 70円

(5) 特定継続世帯 105円

第23条の2中「及び前条第1項第1号」を「、第16条の5の4、第16条の8及び第16条の13並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項」に改める。

第23条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項第2号」とあるのは「第16条の14第1項第2号」と読み替えるものとする。

第23条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項第2号」とあるのは「第16条の14第1項第2号」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と読み替えるものとする。

第23条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第6項前段中「第4項」を「第5項」に改め、同項後段中「第16条の7」を「第16条の7第1項」と、「第23条第1項各号」とあるのは、「第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」に改め、同項を同条第7項とし、

同条第5項後段中「第16条の5の3」を「第16条の5の3第1項」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の12第1項」と読み替えるものとする。

第23条の4に次の1項を加える。

- 8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の12第1項」と、「第23条第1項各号」とあるのは、「第23条第4項各号」と読み替えるものとする。

第23条の4の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第23条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第23条第4項、第23条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第

4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 8 項の規定により読み替えられた同条第 5 項に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第 25 条本文中「70 円」を「100 円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定(第 25 条の規定を除く。)は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 25 条の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する国民健康保険料に係る督促手数料について適用し、同日前に賦課した国民健康保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。